**営業権組合の見解　　　　　　　　2018.10.30 築地市場営業権組合**

１．築地市場の仲卸業者等は「のれんに基づく営業権」を持つ

・築地市場営業権組合の組合員は、すべて「築地」という「のれん」に基づく営業

権を持つ。

・「のれんに基づく営業権」は、許可によるものではないから、条例の存在や改正とは何の関係もない。

・東京都中央卸売市場条例の改正（施行2018年10月11日）以後も「のれんに基

づく営業権」が存在し続けていることは、10月11日～10月18日の買物ツアー

により証明済みである。

その主たる理由は、その間の事実として存在している次の①～③。

①都は、店主の築地市場への入場を無条件に認めてきた。

②買物ツアーも実施でき、都は苦々しく見るだけで認めざるを得なかった。

③都は、「店主一人」の有無により、買物ツアーの実施の可否を判断した。

　 ・本件仮処分命令申立書における「土地の不法占有である」旨の都の見解は、以上

の①～③の事実と全く矛盾する。

２．築地市場の閉場・解体事業は営業権（財産権）の侵害であり、憲法違反である

・都は、築地市場の閉場・解体事業により、損失補償を全く支払わないまま、営業権を侵害しようとしており、これは明らかに憲法29条違反である。

 ・都の「豊洲移転に伴う経済的損失は、すべて受忍限度内」との見解は、加害行為

の受忍限度を加害者が一方的に決められるとする暴論。セクハラ行為に即して考えれば明らか。

・10月19日以降の買物ツアーは、都が仲卸棟等への入場を違法に拒んでいるた

め、他の場所（築地市場内又は築地市場内及び築地市場正門前）で実施している。

[参考]

　①損失補償請求書

　②東京高裁平成３年７月30日判決

３．都が築地市場を閉場し、また建物を解体しようとしている行為は威力業務妨害

罪にあたる

・威力業務妨害罪にいう業務には、平穏に営まれていさえすれば、違法な業務も含まれ

るから、ましてや「のれんに基づく営業」が含まれることには疑問の余地なし。

なお、以上の１～３の全般にわたり、熊本一規明治学院大学名誉教授のホームページhttp://[www.kumamoto84.com](http://www.kumamoto84.com)

を参照されたい（主要部分をWordファイルにしたものを提出）。